

年頭あいさつ

公益社団法人 日本監査役協会
会長 広瀬 雅行

皆様、明けましておめでとうございます。

本日はご多用の中、日本監査役協会の賀詞交換会に、御来賓の皆様、会員の皆様、多数のご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。年頭に当たり、協会を代表してご挨拶申し上げます。

1. 昨年の振り返り

昨年は、5月の改正会社法施行、6月のコーポレートガバナンス・コード適用開始等企業統治に関する主要な制度が顔を揃え、企業統治改革元年と称される年でした。各企業では、社外取締役の選任を始め改革に真摯に取り組まれ、概ね順調な滑り出しであったと思われま

す。一方で、会計不正やデータ偽装など大きな不祥事が発覚した年でもありました。先月、ある雑誌が、上場会社など組織のトップによる謝罪会見が毎月行われたと特集で報じていました。監査を担う我々としては、自らの身に照らし、改めて覚悟を新たにしたい年でもあったかと存じます。

本年は、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況を記したコーポレートガバナンス報告書が出揃い、各社の対応状況が明らかになるとともに、今後の日本のコーポレートガバナンスの在り方が問われる一年になると考えております。

2. 監査役等に求められること

今年、監査役等に求められることについて、数点、触れさせていただきます。

まず、社外取締役との連携です。昨年2月に公表した協会のアンケート調査でも明らかになっているように、上場会社を中心に社外取締役の選任が進んできています。社外取締役と同様に非業務執行役員である監査役等は、法定の調査権に加え、多くの場合常勤者もおり、情報を収集できる立場にあります。社外取締役との連携を深めることは、社外取締役が有効に機能し、ガバナンスの実を上げるばかりでなく、社外取締役とのディスカッションを通じ新たな知見も得ることが出来るなど、結果として監査役等の活動を充実させることにもつながります。私ども監査役等には、社外取締役とのより緊密な連携を実現していくことが求められています。

2つ目は、機関設計の選択に関することです。会社法改正やコーポレートガバナンス・コード制定を契機に、改めて、自社の機関設計を見直す会社も少なからずあろうかと存じます。監査等委員会設置会社に移行される会社も300社を超え、次の6月総会に向け更に増

加することが見込まれています。3つの機関設計のいずれを選ぶかは、各社がその置かれている環境等を勘案して決定すべきものですが、どの機関設計を選択するにせよ、例えば、任意の諮問委員会を設置する等の運用を含めたガバナンスの実効性の向上に向けた検討が望まれます。また親会社から派遣された監査役が社外要件を満たさなくなることから監査役会を廃止するという動きも見られますが、ガバナンスレベルの低下を招くことがないよう実務面の工夫が求められるところです。

3つ目は、会計監査人の選解任議案の決定権が監査役に移ったことです。監査役には会計監査人の選解任により主体的に関与することが求められます。コーポレートガバナンス・コードでも、監査役会が「会計監査人の選定・評価の基準」を定めるよう求めています。協会では昨年11月に関連する実務指針を公表いたしましたので、各社で対応されるに際し参考にしていただけたらと考えております。

なお、不祥事に関連して監査法人が行政処分を受けるケースも見られます。そういう中で再任の是非を検討する際には、処分を受ける原因となった問題の軽重、自社の監査への影響、再発防止策の内容とその進捗状況等を総合的に判断することが必要となります。株主総会等で説明責任を果たせるようしっかりと準備することが望まれます。

そして、4つ目として、不祥事への対応についても申し上げておきたいと思います。昨年話題となった企業不祥事では、企業の隠ぺい体質も批判的となりました。自社に不都合な情報を隠してもその実態が変わるわけではなく、実態が開示されたときにはその企業体質に対する批判も含め、事態がより深刻化していることがほとんどです。結果として、企業に対する信用を失墜させるだけでなく、株主を始めとする多くの関係者に不利益をもたらすこととなります。企業としての姿勢がまず問われるべきですが、独立性が重視される監査役・監査委員・監査等委員は、「社内常識」を疑うことができる立場にあります。「コーポレートガバナンスを担うものとして、公正不偏の姿勢を貫き、広く社会と企業の健全かつ持続的な発展に貢献する」という「監査役の理念」を忘れずに職務に取り組むことが重要と考えております。

3. 協会の活動方針

さて、私ども協会の活動についても少し触れさせていただきます。

昨年のこの場で、私が会長として重視してまいりたいこととして、3つのことを申し上げました。第1に「企業統治をめぐる環境変化への対応」、第2に「協会の発信力の強化」、第3が、「会員へのサービス充実」です。これらは、協会の重点施策ともリンクしているものであり、2期目の本年も、引き続きこの3つを重視してまいります。

今期は、総会でも申し上げましたとおり、昨年制定・改定を行った監査役監査基準を始めとする基準及び指針類の浸透を図ることに加え、「研修活動の強化」に重点を置

いてまいります。また、新しい機関設計である監査等委員の皆様へのニーズにお応えするべく、監査実務や指名報酬に関する意見陳述権の行使についての研究を行うほか、会計不正の防止に向けた監査役等の在り方や内部監査部門との連携の在り方等についての研究も検討しています。

当協会の会員会社数は、お陰様で、昨年末で 6,170 社と、過去最高となっております。監査役・監査委員・監査等委員は、企業統治の一翼を担うものとして、大きな期待を寄せられています。会員の皆様におかれましては、より一層のご活躍を期待するとともに、協会としましても、この変革の時代における会員の皆様の職務執行の一助となるべく、精力的に活動していく所存です。ご来賓の皆様、そして会員の皆様には、引き続きご支援ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

最後に、今年が皆様にとって素晴らしい 1 年となりますことを願ひまして私のあいさつとさせていただきます。

(平成 28 年 1 月 8 日 当協会 賀詞交歓会にて)